

(様式2)

教育委員会（議案・報告）第7号

(所 管) 学校教育部 学校保健体育課

件 名	堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について
提 案 理 由	<p>本件は、堺市いじめ重大事態調査委員会条例第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱するものである。</p> <p>なお、本件については教育委員会の議決事項であるが、教育委員会の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和6年4月10日に教育長において、臨時に代理したので、報告するものである。</p>
議案（報告）の概要又は要旨	<p>(1) 委嘱する委員の氏名及び理由 氏名：<sup>ハゲ</sup>羽下 <sup>アスカ</sup>飛鳥 （公認心理師・大阪人間科学大学助教） 理由：条例第3条第2項に定める法律に関し専門的な知識・経験を有する者</p> <p>(2) 委嘱の日 令和6年4月10日</p> <p>(3) 任期 令和6年4月10日から令和8年4月9日まで</p>
備 考	
議決後必要となる取組	<p>この案件の教育委員会議決後は、</p> <p><input type="checkbox"/> 上記案により、公布する。</p> <p><input type="checkbox"/> 令和 年 第 回市議会（定例会・臨時会）に提出する議案については、異議がないものとして回答する。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他（教育長より委嘱書を交付済である。）</p>

報告第7号

堺市いじめ重大事態調査委員会委員の委嘱について

堺市いじめ重大事態調査委員会委員を次のとおり委嘱することについて、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、令和6年4月10日に教育長において臨時に代理したので報告する。

令和6年4月22日  
堺市教育委員会  
教育長 関 百合子

堺市いじめ重大事態調査委員会委員名簿

役職名	フリガナ 氏 名	所 属 団 体 等	該当条項 (堺市いじめ重大事態調査 委員会条例第3条第2項)	任期
委員長	アガタ ツネヒデ 阿形 恒秀	大学教授（日本生徒指導学会）	学識経験者	①
職務代理	サカモト チカ 坂本 知可	弁護士（兵庫県弁護士会）	弁護士	①
委員	ノダ ケント 野田 健人	弁護士（兵庫県弁護士会）	弁護士	①
委員	カクニ マミ 角谷 茉美	弁護士（大阪弁護士会）	弁護士	①
委員	サワダ ヒロカズ 澤田 裕和	弁護士（大阪弁護士会）	弁護士	②
委員	ヒグチ タカヒロ 樋口 隆弘	臨床心理士（大阪府臨床心理士会）	心理士	①
委員	アズマ マフユ 東 千冬	臨床心理士（大阪府臨床心理士会）	心理士	①
委員	セツタ タクミ 芹田 卓身	大学准教授	心理士	②
委員	ハゲ アスカ 羽下 飛鳥	大学助教	心理士	③
委員	ヨシダ ユウイチロウ 吉田 祐一郎	大学准教授（大阪社会福祉士会）	社会福祉士	①
委員	イトウ カヨ 伊藤 嘉余子	大学教授（大阪社会福祉士会）	社会福祉士	①
委員	オカダ トシユキ 岡田 敏之	元大学教授（日本生徒指導学会）	学識経験者	①
委員	コイズミ リウヘイ 小泉 隆平	大学教授（日本生徒指導学会）	学識経験者	①
委員	イノウエ ヒロシ 井上 浩史	大学教授（日本生徒指導学会）	学識経験者	①

任期① 令和5年4月1日～令和7年3月31日

任期② 令和5年10月1日～令和7年9月30日

任期③ 令和6年4月10日～令和8年4月9日